44 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

制度概要

- 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。
- 令和5年4月1日における許可件数は140件。
- ※ 免税販売手続については、令和2年4月1日から電子化されたことに伴い、免税で販売したことを証する書類の作成等の手続が廃止された。



45 日本産酒類輸出促進コンソーシアム

輸出取引に知見を有する輸出商社・卸(地域商社等を含む)と酒類製造者・酒造組合等が参加する「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」を立ち上げ、輸出商社等と酒類製造者等のマッチング支援を行い、酒類製造者等が国内取引と同様の手順により輸出に取り組める環境を構築する。

